省令

○国土交通省令第十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項の規定に基づき、土地分類基本調査基礎計画の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

土地分類基本調査基礎計画の一部を改正する省令

土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第二条の北海道総合開発計画に従つて総合開発を行う地域及び大規模な電源開発を行う地域のうち、当該開発の実施のため又は地下利用及び地盤災害対策のため緊急に調査を必要とする」を「人口集中地区及びその周辺の」に改め、同条第二項中「第五条」を「第十一条」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二条を次のように改める。

（計画の期間）

第二条　本計画は、平成二十二年度から平成三十一年度までの十箇年間に行う土地分類基本調査について定めるものとする。

第五条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　実施地域

第五条を第六条とする。

第四条中「基く」を「基づく」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（調査面積）

第三条　国の機関が第一条第一項に規定する地域について行う土地分類基本調査の調査面積は、一万八千平方キロメートルとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地形調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

地形調査作業規程準則の一部を改正する省令

地形調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条―第十四条」を「第十一条―第十六条」に、「第十五条―第二十二条」を「第十七条―第二十六条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第二十七条―第三十一条」に改める。

第二十六条第一項中「別表八」を「別表第九」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十五条中「基き」を「基づき」に、「補正したものと第十九条」を「補正し、これと第二十五条」に、「調査結果とを」を「調査結果を」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自然地形分類図の作成）

第三十条　自然地形分類図は、自然地形分類予察図を現地作業の結果に基づき整理及び補正し、これを前条第一項で作成した地形分類図に転記して作成するものとする。

第二十四条を第二十八条とする。

第二十三条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条中「第十八条」を「第二十四条」に改め、第三章中同条を第二十六条とする。

第十九条第一項中「左表」を「次の表」に改め、同項の表中「山麓緩斜面」を「山麓緩斜面」に、「泥流地形」を「泥流地形」に、「角礫」を「角礫」に、「砂礫堆」を「砂礫堆」に改め、同条第二項中「別表四」を「別表第八」に改め、同条第三項中「それぞれ左の」を「次の」に改め、同項㈠及び㈡を削り、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一　長径千ミリメートル以上

二　長径五百ミリメートル以上千ミリメートル未満

三　長径百ミリメートル以上五百ミリメートル未満

四　長径二十ミリメートル以上百ミリメートル未満

第十九条を第二十五条とする。

第十八条中「左に」を「次に」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条中「現地踏査」を「現地作業」に、「第四条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「予察図」を「地図」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条の見出し中「現地調査」を「現地踏査」に改め、同条中「あたつては、別表三」を「当たつては、別表第七」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（現地踏査による点検）

第十九条　現地踏査においては、第五条第一項各号に掲げる地図の点検を行い、その正確さを確保するものとする。

（空中写真の判読ができないか又は困難である箇所の現地踏査）

第二十条　予察作業において空中写真の判読ができないか又は困難である箇所については、現地踏査による観察又は計測によつて水系、地形傾斜並びに地形及び表面物質の区分を明らかにするものとする。

（写真の撮影又は写生）

第二十一条　現地踏査に当たつては、整理作業に資するため、地形の特性を表すような写真を撮影し又は写生を行うものとする。

（現地作業上の注意事項）

第二十二条　現地作業においては、必要と認められる聞き取り及び資料の収集を行い、それらの内容の信頼度について十分検討するものとする。

第十五条中「基き」を「基づき」に、「且つ」を「かつ」に、「現地踏査」を「現地作業」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第二項中「既存資料を参考とし、空中写真を判読して地形を分類し、その分布界線を当該写真の上に表示したのち、これを地形図に転記し、且つ、別表七に定める記号に従い必要な事項を表示して」を「次のとおり」に改め、同項に次の四号を加える。

一　人工改変を受ける前に作成された地形図及び空中写真と最新の地形図及び空中写真との比較によつて人工改変地の区域を明らかにする。なお、人工改変を受ける前に作成された地形図及び空中写真がない場合であつても、既存の各種資料から人工改変を受けたことが明らかな場合には、当該資料に基づき人工改変地の区域を推定するものとする。

二　前号の人工改変地の区域の範囲内の土地について、既存の各種資料を参考とし、最新の空中写真を判読して人工地形分類を行い、分布界線を当該空中写真の上に表示する。

三　第一号の人工改変地の区域の範囲外の土地について、最新の空中写真を判読して自然地形分類を行い、分布界線を当該空中写真の上に表示する。